



2022年6月30日

各位

『みんなにやさしい終身保険』の円貨コースが進化しました！



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文、以下「当社」）は、『無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）／販売名称「みんなにやさしい終身保険」』を2022年7月1日よりリニューアルいたします。

「みんなにやさしい終身保険」は、健康告知なしで最長95歳までお申し込み可能な一時払の終身保険です。今般、これまでの「みんなにやさしい終身保険」の特長を維持したまま、円で安心して生前贈与や死亡保障の確保ができる保険へと進化しました。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

「みんなにやさしい終身保険」の主な特徴

POINT1 契約期間中に贈与金額・期間や贈与人数、自分受取への変更が可能

- ・ 円貨コースの「生前贈与プラン」は、円で最長95歳までお申し込みいただけます。また、贈与期間は最短2年から最長40年まで、お客さまの贈与プランに合わせた設定が可能です。
- ・ お客さまの契約期間中の環境の変化に合わせて、柔軟に贈与金額・期間や受贈者、贈与人数の変更ができます。お客さまご自身の受取への変更も可能です。

POINT2 リスクを抑えて安定的な運用が可能

- ・ 「のこせるプラン」は、通貨分散コースは最長95歳、円貨コースは最長80歳までお申し込みいただけます。お客さまのリスク許容度に応じて、コースを選択できます。
- ・ 円貨コースの死亡保険金額はご契約時に一時払保険料を上回り、5年後、10年後に増加します。通貨分散コースの死亡保険金額は、円貨に金利の高い外貨を一定割合組み入れ、為替変動を抑制する通貨分散効果により、安定的な増加が期待できます。

POINT3 介護・認知症にもそなえられる

- ・ 要介護状態や認知症になり、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。「のこせるプラン」は指定代理請求特約を活用することで、そのような事態にそなえることができます。
- ・ 介護認知症年金支払移行特約や付帯サービス「介護コンシェル」*をご活用いただくことで、人生100年時代の長く充実したお客さまの老後をサポートします。

*「介護コンシェル」は株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しています。

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I 円で短期間・柔軟な生前贈与が可能

- ・ 円貨コースの「生前贈与プラン」は、健康状態の告知なしで最長95歳までお申し込みいただけます。
- ・ 円での贈与期間は最短2年から最長40年まで、お客さまの贈与プランに合わせた設定が可能です。また、お客さまの契約期間中の環境の変化に合わせて、柔軟に贈与金額・期間や贈与人数、自分受取への変更ができます。

しくみ図 (イメージ)

しくみ図は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

円貨コース <生前贈与プラン>



■ご契約の翌日から贈与が可能です。

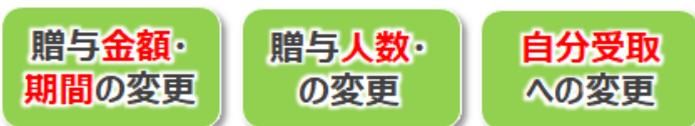
生存給付金支払移行特約

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 贈与開始時期 (受取開始時期) | ご契約日の翌日 ^{*1} |
| 受贈者 (生存給付金受取人) の範囲 | 契約者・配偶者・3親等内の親族 |
| 受贈者 (生存給付金受取人) の人数 | 1名または複数名 (最大8名) |
| 贈与金額 (生存給付金指定金額 ^{*2}) | 10万円以上 |
| 贈与期間 (受取期間) | 2年～40年 (1年きざみ) |

*1 被保険者の生存給付金支払開始年齢が96歳以上の場合、もしくは生存給付金支払期間と生存給付金支払開始年齢の合計が106歳以上の場合、この特約を付加することができません。

*2 生存給付金指定金額とは、第1回の生存給付金額をいいます。

■環境の変化に合わせて柔軟に変更が可能です。



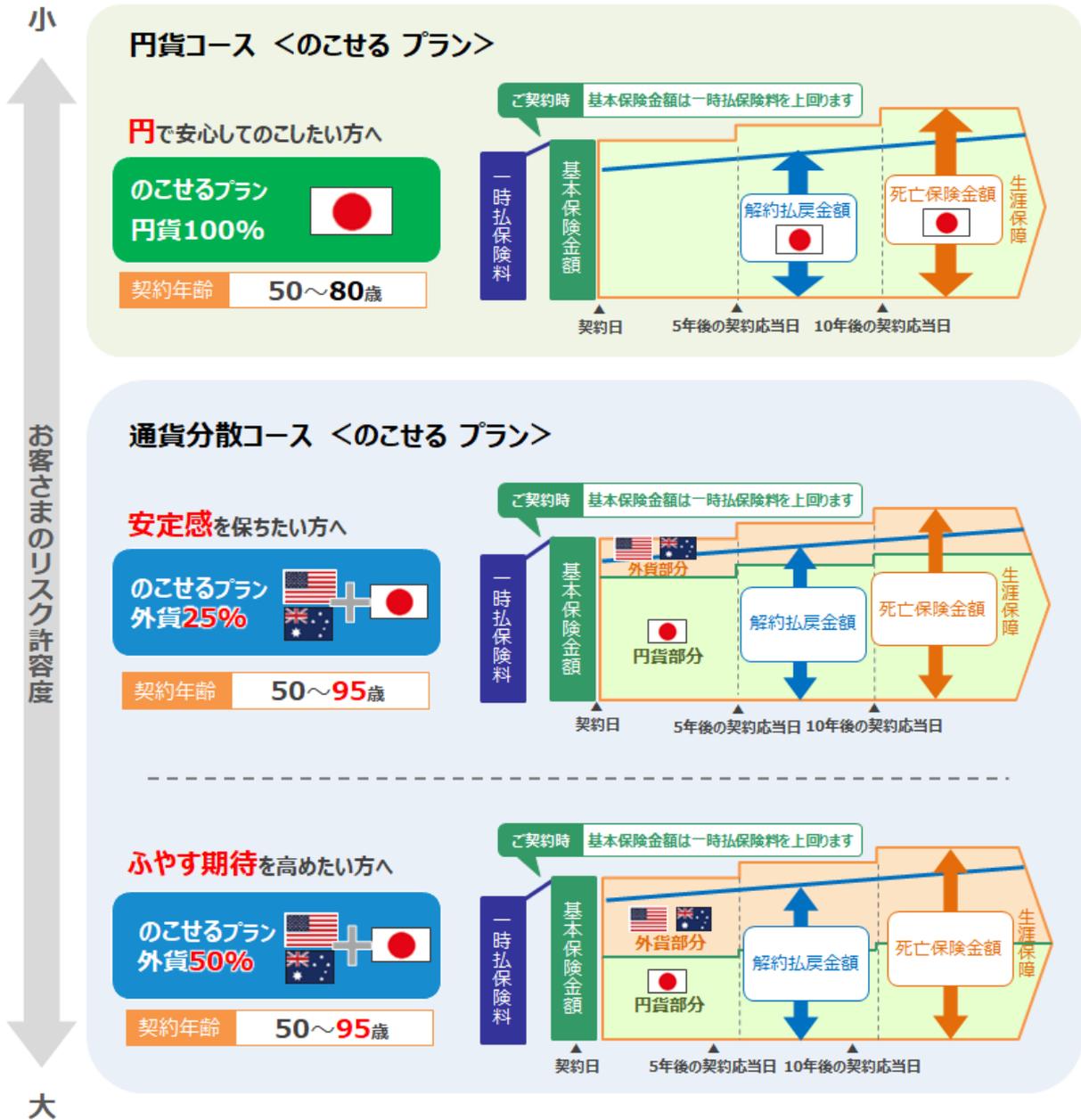
※しくみ図について、くわしくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼商品パンフレット」をご覧ください。

Ⅱ リスクを抑えて安定的な運用が可能

- ・ 「のこせるプラン」は、通貨分散コースは最長95歳、円貨コースは最長80歳までお申し込みいただけます。お客様のリスク許容度に応じて、コースを選択できます。
- ・ 円貨コースの死亡保険金額はご契約時に一時払保険料を上回り、5年後、10年後に増加します。通貨分散コースの死亡保険金額は、円貨に金利の高い外貨を一定割合組み入れ、為替変動を抑制する通貨分散効果により、安定的な増加が期待できます。

しくみ図（イメージ）

しくみ図は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



※通貨分散コースのしくみ図は、外貨支払特約を付加し、円貨部分は円貨で、外貨部分は連動通貨でお受取りされる場合のイメージです。しくみ図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

Ⅲ

「みんなにやさしい終身保険」の取扱い

| | | | | |
|------------------------|--|------------------|--------|--|
| 契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢) | 円貨コース(連動通貨組入特則の適用なし) | 50歳~80歳 | | |
| | 生存給付金支払移行特約の付加あり | 50歳~95歳(*1) | | |
| | 通貨分散コース(連動通貨組入特則の適用あり) | 50歳~95歳 | | |
| 一時払保険料(注) | 50歳~69歳 | 300万円~6億円(1万円単位) | | |
| | 70歳~79歳 | 300万円~7億円(1万円単位) | | |
| | 80歳~95歳 | 300万円~8億円(1万円単位) | | |
| 保険料払込方法 | 一時払 | | | |
| 保険期間 | 終身 | | | |
| 市場価格調整 | なし | | | |
| 高額割引制度 | あり(通貨分散コース、基本保険金額2,000万円以上でご契約の場合) | | | |
| 告知 | 職業告知 | | | |
| 連動通貨組入特則(※) | ご契約時にこの特則を適用することにより、連動通貨をつぎの通貨および通貨割合より選択いただけます。 | | | |
| | 連動通貨 | 豪ドルまたは米ドル | | |
| | 通貨割合 | 円貨割合 | 連動通貨割合 | |
| | | 50% | 50% | |
| 75% | 25% | | | |
| 付加できる主な特約 | 生存給付金支払移行特約(*2)、外貨支払特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、新遺族年金支払特約、年金支払移行特約(I型) | | | |

(*1) 生存給付金支払開始日の被保険者の年齢が96歳となる場合を除きます。

(*2) 円貨コースで契約時のみ付加できます。

(注) 同一の被保険者について、この保険(既に参加されているこの保険を含みます)の契約日から10年後の契約当日の死亡保険金額と、当社所定の他の保険の死亡保険金額等を通算して当社の定める金額を超えることはできません。

(注) この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢、特則において、お取扱を一時休止する場合があります。

(※) 連動通貨組入特則を適用した場合に変更される主な取扱い

| | | |
|------------|---|---------------------------------|
| | 連動通貨組入特則の適用あり | 連動通貨組入特則の適用なし |
| 死亡保険金額 | 基本保険金額にこの特則を適用した場合の当社の定める率と保険金額等算出係数を乗じた金額 | 基本保険金額に当社の定める率を乗じた金額 |
| 解約払戻金額 | この特則を適用した場合の当社の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算された金額に保険金額等算出係数を乗じた金額 | 当社の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算された金額 |
| 保険金額等算出係数 | 円貨割合+連動通貨割合×為替変動率 | |
| 為替変動率 | $\frac{\text{連動日の対象となる為替レート}}{\text{契約日の対象となる為替レート}} \times 100 (\%)$ | |
| 対象となる為替レート | 当社所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値(TTM) | |
| 連動日 | 死亡保険金額 | 被保険者の死亡日 |
| | 解約払戻金額 | 解約日(減額日) |

Ⅳ 「みんなにやさしい終身保険」の諸費用・リスク

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

| | 項目 | 費用 |
|--|----------------|---|
| 契約締結時 | ご契約の締結に必要な費用 | 「ご契約の締結に必要な費用」「ご契約の維持等に必要な費用」「死亡保険金に関する費用」がかかります。これらの費用は被保険者の契約年齢等により異なるため、表示しておりません。 |
| 保険期間中 | ご契約の維持等に必要な費用 | |
| 外貨支払特約により保険金等を外貨でお受取になる場合 | 外貨の取扱に必要な費用 | 保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。 |
| 年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合 | 年金の支払管理等に必要な費用 | 年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*） |

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。
 なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。
 また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

・ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

- 連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。
- ・死亡保険金額（*）、解約払戻金額（*）は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

（*）外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った各金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った各金額の合計額。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

・本資料では連動通貨組入特則を適用するご契約を「通貨分散コース」、適用しないご契約を「円貨コース」として記載しております。